

議案第 7 号

逗子市下水道条例の一部改正について

逗子市下水道条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 2 月 19 日 提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市下水道条例の一部を改正する条例

逗子市下水道条例（昭和47年逗子市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第 7 条 第 2 項 第 6 号 中 「大腸菌群数」 を 「大腸菌数」 に 改 め る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

下水道法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 2 号）の施行に伴い、改正の要あるため提案する。